

総務委員会

令和3年12月14日（火）

午前9時58分～午後1時03分

議会第1会議室

【出席委員】宮崎 健委員長、富永明美副委員長、藤田佳典委員、御厨洋行委員、
中村宏志委員、重松 徹委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長、蘭理事兼危機管理防災課長、元松副部長兼総務法制課長、
梶山人事課長、牛島財政課長、山口契約監理課長、小林財産活用課長
- ・企画調整部 大串企画調整部長、村上副部長兼歴史・世界遺産課長、星下企画政策課
長、木原デジタル推進課長
- ・佐賀駅周辺整備構想推進室長 武藤佐賀駅周辺整備構想推進室長、西副室長
- ・市民生活部 片渕市民生活部長、久富副部長兼市民生活課長、北御門生活安全課長、
大野市民税課長、稲富資産税課長、詫間納税課長
- ・地域振興部 鶴地域振興部長、筒井副部長兼地域政策課長、馬場協働推進課長、大坪
公民館支援課長、江川スポーツ振興課長、井口国スポ・全障スポ総務課
長兼競技課長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○宮崎委員長

それでは、定刻より2分ほど早いですけれども、全員おそろいですので、総務委員会を開催したいと思います。

初めに、本委員会の審査日程ですが、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、審査日程に基づき、付託議案の審査に入りますので、総務部以外の職員は退室されて結構です。

◎関係職員以外退席

○宮崎委員長

それではまず、第126号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第126号議案 諸富支所新庁舎複合施設（建築）工事請負契約の締結について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、ほかに御質疑がないようですので、次に進みます。

次に、第128号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第128号議案 佐賀市防災総合システム2期整備工事請負契約の一部変更について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御質疑はないようですので、次に進みます。

次に、第109号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めますが、まず、歳入についての御説明をお願いいたします。

◎第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第10号）中、第1条（第1表）歳入全款 説明

○宮崎委員長

では、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○白倉委員

1点ですけれども、13ページで御説明いただきましたデジタル基盤改革支援の補助金はクラウド技術なんかの推進に伴うものということでしたが、どこから入ってきて、それがこの採択要件とか、そういうようなところの関連も具体的な金額が出ていますので、何社というか、何団体というか、その辺を詳しくお願いします。

○牛島財政課長

まず、どこから入ってくる収入かというところですが、これは国のほうか、地方公共団体情報システム機構という団体より J-L I S と呼ばれております団体ですが、こちらのほうに補助金を出しまして、そこで基金を現在つくっております。地方公共団体がクラウド関連技術を活用して、いわゆるガバメントクラウド、標準準拠システムに移行するためのシステム改修、これに対してこの機構を通じて補助金を各市町村に出すということになっております。これは採択要件というよりも、各団体に補助の上限額が定められておまして、人口規模等によって設定されております。佐賀市の場合、トータルで2億6,110万円となっております。これを令和7年度までの関連する事業に充当していくと

いうこととなります。御説明は以上でございます。

○白倉委員

佐賀市に対して来たということですね。分かりました。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江頭委員

10ページ、資料番号の7、基金繰入金のことで、所管が違いますので、ただ金の流れだけでいいんですけど、休日夜間子ども診療所、今回、補正で6,100万円、トータルでも7,000万円を超えていますよね。これはコロナの減少でということは分かるんですけど、それで、雑入で1,000万円入ってきている。大体6,000万円ぐらい。昨年度はどうだったんですか。繰入れ、ここの部分の昨年のは分かりますか。

○宮崎委員長

分かりますか。

○牛島財政課長

すみません、お待たせいたしました。

昨年度は同じく、コロナウイルス関連で運営の赤字分がございましたので、関連の構成市町それぞれ全体で合計8,300万円の指定管理料の増額したところでございます。このうち、佐賀市分としては6,200万円を指定管理料として追加で措置したところでございます。

○江頭委員

ということは、今年度そのコロナの影響で1,000万円ぐらい今年度また繰入れになっていると思うんですよね。そうすると、今の時点でそうですので、またこれは基金繰入れをやらなくちゃいけないので、年度末までにはどのくらいを予想されているのか。そして、基金がそもそも年度末の繰入れも踏まえて、あとどのぐらい残高があるのか、その2点をお願いします。

○牛島財政課長

まず、今回の指定管理料の増額でございますけれども、これは一応年度内の収支を見込んだところで今回補正しているところでございます。

それと、現時点での基金の残高ですけれども、補正後で4,894万5,000円を当年度末の残高見込みとして見込んでいるところでございます。約5,000万円でございます。

○宮崎委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようですので、次に第109号議案の人件費の説明を求め

ますが、説明においては、所管の部分だけではなく、全体的な説明をお願いいたします。

◎第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第10号）中、人件費関係分 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御質疑はないようですので、次に総務部に関する第109号議案の歳入及び人件費以外の分について執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第10号）中、歳出9款、12款関係分 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、ほかに御質疑がないようですので、以上で議案の説明を終わります。

総務部の職員の方は退室されて結構です。

○宮崎委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第109号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第10号）中、歳出1款関係分 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

○重松委員

やはりコロナ感染の影響が出ていると思うんですけども、従来、コロナの影響がある前の年、市税関係は大体どれぐらいあったんですか。個人でいいですけど。

○宮崎委員長

分かりますか。

○大野市民税課長

令和2年度の個人市民税の決算額、収入済額ですけども、これが119億4,300万円となっております。令和元年度でいえば116億9,000万円というふうになっているところがございます。以上でございます。

○重松委員

かなりこれから市税の納付が困難な方が出てくるんじゃないかと思うんですけども、どれぐらい見てありますか。

○大野市民税課長

すみません、質問をもう一度お願いいたします。

○重松委員

コロナの影響で市税の納付が困難になる金額、予測でよかです。質問がちょっとあればってんが。

○宮崎委員長

分かりますか。

○重松委員

大体どれぐらいを見てあるか、予測しきらんならいいです。

○大野市民税課長

具体的な数値というのは把握していないんですけども、もともとが相当厳しくなるということで、個人市民税については約10億900万円の減額を考えておりましたけれども、実際申告等の状況を見ておりますと、おおむね前年度並みに近い数字にはなるのではないかとこのように考えているところでございます。以上です。

○宮崎委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。

(なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑はないようですので、以上で市民生活部に関する議案の説明を終わります。

市民生活部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

まず、第117号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第117号議案 佐賀駅南口暫定駐車場条例の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○江頭委員

もう少し詳しく説明してほしいのが、この理由が、事業用資産の買換え特例制度の適用を使って、JA中央からの申入れを受けてと。その税制の特例制度、そうするとJA中央側にとってみたらすごく有利なあれになるのか、その辺りが分からないんですよ。佐賀市にとってはどういう——その前の契約の部分ですよ。今まで契約していて、どちらに

どういうふうな益があるのか、そういうところをもうちょっと具体的に述べていただけませんか。

○西佐賀駅周辺整備構想推進室副室長

事業用資産の買換え特例の制度につきましては、税額そのもの、税負担する額というのは変わりません。土地を売却いたしますと、売却した金額、売却益。これが事業用の収入として見られますので、法人税等がその分にかかってきます。それを後年度に繰り延べて負担することができる、要するに一度に税負担しないで済むという特例制度でございます。

これは売却益を売却した年度に収入として上げてしまうと、一度にかかってしまうんですけども、これを買換えする、売却する資産と併せて一定の期限内に取得する資産がある場合、その取得する資産——今回で言いますと本店ビルを取得されておりますので、本店ビルを取得して帳簿に価格をつけますよね。その帳簿価格を売却益に見合う計算式がございますけれども、帳簿価格を圧縮というか、減額する形になります。帳簿価格を減額いたしますと、後年度、それから先に事業の——支出のほうに減価償却を計上していきます。その減価償却が、簿価が下がる分小さくなってまいります。すると、事業収益を考える際に支出で見る減価償却が抑えられますので、事業収益が大きく計算されるということになってまいります。そうしましたら後年度に事業収益が、減価償却が小さくなる分を大きく計算されることになりますので、後年度にわたってずっと負担していくと。すみません、分かりにくくて。

(発言する者あり)

結論として申し上げますと、税負担される額というのは変わりません。売却した翌年度に一括して支払われるのか、後年度にわたって順次減価償却を小さくすることによって負担していくのかということになってまいります。

○宮崎委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようですので、次に進みたいと思います。

次に、第118号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について 説明

○宮崎委員長

では、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もありませんので、次に進みます。

次に、第109号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第10号）中、歳出2款、第4条（第4表）関係分 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御質疑がないようですので、以上で企画調整部に関する議案の説明を終わります。

企画調整部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

そしたら、ちょうど1時間たちましたので、休憩を10分取りたいと思います。今11時ですので、11時10分から再開いたします。

◎午前11時00分～午前11時07分 休憩

○宮崎委員長

それでは、全員おそろいですので、ちょっと早いですが、始めたいと思います。地域振興部に関する議案の審査に入ります。

第112号議案を審査します。第112号議案については第119号議案との関連が深いため、第112号議案と第119号議案を一括して審査したいと思います。執行部に議案の説明を求めます。

◎第112号議案 佐賀市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 説明

◎第119号議案 佐賀市過疎地域持続的発展計画の策定について 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○黒田委員

第119号議案かな、計画策定ですが、5年間ということでありますけれども、スケジュールといか、そういうのはできておるのかな。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

新しい過疎法の期間が令和3年から令和7年までです。

今回、全体の計画を地域政策課で過疎計画として取りまとめております。各それぞれの事業は、先ほど申しました参考資料、こちらのほうに実施年度と事業内容は載っております。それをちょっと今回かいつまんで説明させていただいているところでございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江頭委員

第112号議案でお尋ねしますが、うちの会派の千綿議員からも議案質疑が出ておりました。その前にちょっと確認ですが、この資料の条例案の趣旨の中で、これまでの条例で対応できない業種が出てきたことからということで、新しい制度の案が上げられているんですけど、この中で、まず、この情報サービス事業と農林水産物等販売業、これがこの趣旨に今まで対応できなかった業種として認識していいのか、その確認をまず。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

その2つが今回追加されているものでございます。

○江頭委員

そうすると、この情報サービス事業というのはかなり範囲的に広いと思うんですけど、その辺りの業種の範疇というのはどういうふうに言われているんですか。情報サービス事業といっても、等と書いてあるんですけど、かなりの広範囲に入る範疇じゃないのかなと思うんですが、これに関連したものは何でもオーケーということなんですかね。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

日本標準産業分類というところで分けられています業種が対象となります。特に今回、全国的な傾向でございますが、IT系のサテライトオフィスとかを地方に持ってこようとした場合に、たまたま佐賀の場合は富士、三瀬の中山間地ですけども、そういう空いた空き家物件にも全国的にはそういう業態が進出してきているところでございます。国としては、そういう業種を対象とするために今回盛り込んだものと考えられます。

○江頭委員

この間の議案質疑を聞いていて、これは過疎地域におけるいろんな事業所の進出ということに対して、そんなに観光業を目的に持って入ってくる——この過疎計画を踏まえてということで、議案質疑で言われていたほど、私はそういう心配はそこまでないのかと思うんですけど、最後に千綿議員が外国人取得のときにその代理人を、国内での固定資産税における納税義務者ですかね、そういうものをちゃんと条例化しておかなくちゃいけないのではないかと言ったときに、鶴部長の答弁はまだ明確な答弁がそのときなかったんですけども、実際、その後調べて、国税通則法とかいってあるらしいんですね。そういうことに基づいて佐賀市はそれに対しての条例化はできているんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

佐賀市の市税条例におきまして、納税管理人制度というのがございますけど、市外にお住まいの方はそういう納税管理人を立ててくださいというのを条例で規定しております。海外という以前に、市外の方は佐賀市に住んでいる方を納税管理人として立ててくださいということで条例にうたっております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

課税免除ですけれども、これは土地だけ取得して、そうした場合は何年以内に建物を建てないかとか、そういう規定みたいなものはありますか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

土地を取得して1年の間に投資していただくということになっています。

○重松委員

例えば、購入先が大手の企業とか、そういった場合は資本金が幾らまでとか決まっておりますか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

先ほど申しました資本金が5,000万円以下個人事業主のときが取得価格500万円以上、だんだん資本金が増えるに従って取得価格の金額が1,000万円以上とか2,000万円以上と対象が引き上がっていくような感じになります。

○江頭委員

もう一点、免除の期間は3年間ですよね。3年間の間に売買ということがあったとした場合はどうなるの。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

昨日の議案質疑の中でも転売の話がございましたけど、不正に目的用の目的に使われていなかった場合は返還を求めることがありますけれども、その時点までは、きちんとうちの条例の目的に使われていた場合は返還は求めないということにしています。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○黒田委員

制定理由の中に設備の取得等とあって、この設備というのはどがんとを指すとかな。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

先ほど御説明しました地域振興部1の資料の裏側を見ていただいてよろしいですか。枠の上から3つ目の課税免除の対象及び期間というところがございますけど、その丸の1つ目の2行目に、固定資産税（家屋、償却資産、家屋の敷地である土地）ということがその対象税目になりますので、家屋と、償却資産ということは、機械と、事業用の建物が建っている土地がその対象物件となります。

（発言する者あり）

すみません、その設備等の中に家屋とか土地とかも入っていると理解していただければと思いますけど。

○宮崎委員長

要は償却できる資産ということですよ。そいけん、自動車とか、そういうのも当然営業用であれば入るということですよ。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

固定資産税なので、よろしいですか。

○宮崎委員長

失礼しました。

ほかにありませんか。

○白倉委員

第119号についてちょっとお伺いしますけれども、1つは、裏面のほうにいろいろな分野ごとの取組というのが各部署で載っておりますね。

まず確認ですけれども、過疎債自体は伸びたんですよ。過疎債というか、いわゆる財源ですね。あと過疎債の見通しといいますかね、ちょっとそこの辺の関連と、この各事業は、この計画を達成させるためにそれぞれの部署が割と具体的に何百万円という単位までずっと上げられているんですけども、これなんかの財源はどういうふうに考えておられるんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

過疎債の見通しにつきましては、過疎計画策定が過疎債の条件となっております。今度の国の法律が、議員立法で10年の期限なんです。それで、今回の佐賀市の過疎地域持続的発展計画がその前期計画として5年の計画をつくっており、今、御説明させていただいている分がそうなんですけど、そこに記載している分は過疎対策事業債の対象となるということですよ。

○白倉委員

分かりました。それで、過疎対策事業債をまた使って5年間の計画の中でそれぞれの部署が打ち出されていると。例えば、医療の確保なんていうとこだったら医療機器の更新とか購入事業とかいうのが載っているんですけども、これは今まで佐賀市においては、特別会計で処理されていた部分なんかがあると思うんですが、この辺りなんかの精査といいますかね。全てこの事業でこれに当てはまる地域が、富士や三瀬ということで過疎債を使うと、充当するというふうに理解していいんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

先ほど医療系の話が出ましたのであれなんですけど、富士大和温泉病院の医療機器の更新だったり、三瀬診療所の機械の更新についても、過疎債を充当することができます。

○宮崎委員長

よろしいですか。

○御厨委員

同じ第119号で御質問いたします。

ちょっと何もしなければというところで人数が計画目標のところに示されておりますけれども、何もしなければというのは、今までの人口減少率だけで算出されているのか、もしくは具体的に中学生とか高校生とか、そういう将来出ていくであろう人口層、その層をちゃんと考えて、積算根拠で出しているのかというのが1つと、5年間の目標ですので、1年後、2年後、3年後報告するとは書いていますけど、どのような曲線を描いていくかというような、そういう計画も立てられているのかということについてお示してください。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

何もしなければというのは、過去のトレンドから推計していますけど、やはり人口流出のところは依然として進んでおると思います。例えば、高校で一遍出ていって、大学で一遍出ていって、その人たちを取り戻すことを今からやっていこうかという話を今回したつもりなんです。取りあえずUターンをいかに取り込むかというところがIターンを取り込むよりも先の話じゃないかということで、実際、今まで数字を見ながら自分たちの町の将来を議論したことがなかったと、こちらからも提供していなかった部分もあって反省させられておりますけど、じゃ、この数字を見て、皆さんどうなのかということをお話すベースとしてこの数字を計算させていただいております。

今後のトレンドとしましては、先ほど言いましたように5年後の目標としてそれぞれ3,359人、三瀬村では1,176人、5年で10%前後の減少率を富士では5%弱ぐらいに、三瀬では2.2%ぐらいに圧縮したいということで、かなり努力が必要な数字ではございますけれども、少なくとも——仮に富士では3,000人切ったら地域の生活維持が難しかよねとかいう話も策定会議の中で出てきましたし、三瀬でもやっぱり1,000人は切りたくないよねという話は出てきております。だから、どういう曲線を描くかというよりも、先ほど言いました3,000人強、1,000人強ぐらいの数字で今の町をいかに存続させるかというところは今後傾注していくべきと、そこは会議のメンバーと意見を共有しながら会議を進めて、計画をつくらせていただいたところでございます。

○宮崎委員長

よろしいですか。

○白倉委員

あと1点。答弁がちょっと難しいかもしれませんが、発展計画と固定資産税の減免の部分とは関連がありますので、あえて聞きますが、固定資産税を減免することによってにぎわいをつくって、税収も増やしていくという長い構想なんですけれども、やっぱり固定資産税というのは佐賀市において大きな収入ですので、ここに新設とか増設以外の取得等、修理とか模様替えとか、そういうのも全部対象になると新しい案では書いてあるんですけれども、こういうことによって与える税収減の影響というのは大体どれぐらい換算されているんですか、この条例をつくることによって。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

その前に、今までの条例の中で2件ほど実績がございます。時限で、3年で切っておりま
すし、補助金をやるか税金を取らないかという佐賀市のインセンティブかと思います。試
算しますと、取得額が500万円の分につきましては、13万円ぐらいの課税免除になります。
当市からしますと、補助金でやる場合に比べて金額的には少ない。多い少ないの話でいい
のか分かりませんが、補助金で何百万円とかやるよりも、投資された金額に応じて
のことになりますので、そういう意味では影響は割かし少ないのかなと思っています。

○宮崎委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に進みます。

次に、第121号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第121号議案 佐賀市市民活動プラザの指定管理者の指定について 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑があ
る方は挙手をお願いいたします。

○御厨委員

今までに、このCSO推進機構以外が指定管理したことがあるかというのが1点と、指
定管理料についてもし分かれば教えていただければと思います。

○馬場協働推進課長

まず、指定管理者ですが、佐賀県CSO推進機構の前に1団体ですけれども、以前、指
定管理をした団体がございます。

それと指定管理料でございますが、今回の指定管理は1,910万円ということにしており
ますが、以前が1,740万円ということで、170万円程度の増加になっております。

○御厨委員

すみません、この内容と少し離れて申し訳ないんですけど、1団体、よかったら名前を
教えてほしいのと、その金額、指定管理料の変わった理由というのもよかったらお示し
いただければ。

○馬場協働推進課長

まず、団体名ですけれども、CSOは2つ中間支援組織がありまして、その一つで、佐
賀市民活動サポートセンターというところでございます。

それと170万円についてなんですけど、指定管理者の人件費で、今度パートの職員もい
らっしゃるんですけど、その方の最低賃金が今回821円ということで、佐賀県のが上がっ
ておりますので、その分について上げさせていただいております。以上です。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、次に進みます。

次に、第122号議案及び第123号議案ですが、いずれもスポーツ施設の指定管理者の指定についてですので、一括して審査したいと思います。執行部に議案の説明を求めます。

◎第122号議案 佐賀市立諸富公園体育施設及び佐賀市立諸富文化体育館の指定管理者の指定について 説明

◎第123号議案 佐賀市立春日運動広場等の指定管理者の指定について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○江頭委員

別にこの指定についてはいいんですけども、この指定管理で、122号は体育館と運動場ですよね。それから、123号の部分は3つありますよね。指定管理料ですね、委託料というのはそれぞれ違うんでしょうけど、一つのぶっ込みで、分けて収支報告とかというのはしているんですか。それともどういう基準になっているのか、指定管理料の支出とかというのはどこにどの部分で体育館に使うか、運動場に使うと、そういうのもきちっと収支のときには分けて出されていますか。

○江川スポーツ振興課長

収支につきましては、分けてではなく、1本で体育施設全体の分として出されております。

○江頭委員

ということは、この5年間は毎年幾らと決めた中で、もちろん人件費が一番多いんでしょうけれども、当然管理費だとか、例えば、運動場だと除草作業の部分だとか、そういうのも指定管理者の、一つは内訳的などということに済まされているのかどうかですね。

○江川スポーツ振興課長

収支に関しては、委員おっしゃるように、その施設のいろんな費用がかかります。人件費も含めてですね。それと利用料金の収入がございますので、その収入と支出、それから指定管理料が収入として入ってきて、そこで運営なされているという状況になります。

○江頭委員

よく私たちに、例えば、指定管理の部分、体協が持っている諸富の運動場がありますよね、諸富グラウンド。そこの敷地内の除草がうまくいっていないとかいうところの要望があるわけですよね。そういうところにおいて、例えば、その指定管理をやる所管が地域振興部だとしたら、結局は指定管理者の計画の中でそういうのは全部責任を持ってください

ということとされているのか。そういう苦情と言ったらなんですけど、要望的なものを上げるのは指定管理と、例えばそういうところでの話になるのかですね。結構よく出ているんですね、いろんな部分がこういうところ。それで、指定管理者が中に入っているから所管されている地域振興部との話というのがスムーズにいかないで、私たちもちょっと困るところがあるんですけど、その辺はどうなんですかね。

○江川スポーツ振興課長

指定管理者のほうに仕様書を市のほうから出して、委員おっしゃるように維持管理の部分、いわゆる修繕業務も含むんですけども、通常の小規模の修繕については指定管理の中でやっていただいております。

それと、やはり大規模に修繕が発生して、ある程度の費用がかかるようなものについては、市のほうで予算を頂いてやっているというような状況であります。

○江頭委員

分かるんですけど、もともとは、例えば体育館の管理と運動場の管理はやっぱり違うじゃないですか。そういう人件費は置いたとしても、管理ということに関して、もうぶっ込みだったら、要するに今回体育協会のほうが指定管理者ですけども、体育協会の計画的な、1年間の収支でやるということの認識でいいかと。私、どちらかという収支の中でそこまで区別できているのかなと思ったんですよ。それがぶっ込みのお金で、振り分けは管理者に任されているということで認識していいかということです。

○鶴地域振興部長

最初の課長の説明が若干十分でなかった部分がありますので、この資料のほうにもつけておりますけれども、今回この諸富公園、それから諸富文化体育館、この2つの施設について1つの指定管理として指定しております。

この2ページ目を見ていただきますと、審査の概要として、この2つの施設について審査の項目5の(2)の(オ)、こちらのほうに収支計画は頂いておりますので、この2つの施設について、例えば、どれだけの業務をうちのほうからしてくださいと、それに対して収支計画はどうですかというのはプロポーザルの審査委員会の中で見させていただいております。基本的には122号の施設、それと123号の施設それぞれ経費区分は分けて、計画は市の体協、本体は1つですけども、それぞれの業務ごとに幾らずつかけるのかというのは出させていただいておりますので、基本的にその分の収支報告を、体育協会の指定管理の分についての報告としてはそれぞれの施設の分をいただくということになると思います。

○江頭委員

確認ですけど、例えば、諸富のハートフルと諸富の運動場、諸富公園は、その収支の中で分けて出されているんですね。違うでしょう。

○鶴地域振興部長

この2つについては1つで出させていただくと。春日の運動広場の分はまた別の指定管理で

すので、それは分けて別々でということですよ。

○江頭委員

いや、収支計画を、ここに審査の目的、項目とあるのであれば、運動場と体育館の管理というのは違うじゃないですか。だから、あなたたちが出す収支計画、どういうことを管理しなさいという計画案があるんでしょう。指定管理者に出すんですよ。それに基づいて向こうが、収支をこうしましたというのを最後は出すわけですね。でも、ある程度小まめに分けていないと、管理というのは、体育館と運動場は違うでしょうという意味なんです。それはおかしいですかね。今までそれはぶっ込みで、長年この指定管理者の制度があって、もう十何年以上になるんだけど、ずっとそのままなんですか。

○宮崎委員長

分かる方でどうぞ。

○スポーツ振興課職員

委員おっしゃるとおり、体育館とグラウンドでは、いわゆる維持管理の業務内容も異なっております。そのため、指定管理者を公募する際に仕様書というのを作成いたします。その中で、例えばグラウンド内については、除草作業であるとか、樹木の剪定とか、そういうのを業務の中できちんとやってくださいねというような明記をしております。その中で、冒頭申し上げましたとおり、体育館とグラウンドも含めて、まず一括管理をしていただくというのがありますので、その中で、この公募に付した仕様書の内容に沿って指定管理料を私たちがお支払いさせていただいて、あと施設側は利用料金を取りますので、その予算の中で維持管理を行っていただくというようなところでございます。

○江頭委員

先ほども言いましたけれども、市民の皆さん方から私たちに一番要望があるのが、例えば、運動場でグランドゴルフをやっているときとか何かにも支障が来るとか、剪定の場合、貝塚が多くて、例えば、ボールがかかっても取れないような状態になっているとか、そういうのが来る場合に、それは計画的に指定管理の人たちがやられているんだろうけど、意外に苦情が多いんですよ。

ですから、このプロポーザルの中において、もう少し管理料が安かったら当然これじゃないですよ。使用料まで頂いて、こうやってもできないとか、そういうものがあれば、例えば指定管理料を上げるとかいう問題も出てくるでしょうけど、その辺りがやっぱりこの見直し——ちょうどこの指定管理の指定を見直すときに、そういうところでプロポーザル——これは一緒だから、ほとんどそういう話ができないのかもしれないんですけど、その辺をやっぱり指定管理に任せたらというんじゃなくて、あなたたちが指定管理の所管としてするところでは、収支計画の部分というのをもう少し小まめに検討していかないといけないんじゃないかなと。苦情というのは意外とそういうのが多くて、それは私だけなのか、皆さんには聞いていないので分からないんですけど、プロポーザルにおいて

の維持管理の在り方というのは、皆さん方のほうからプロポーザルに応募する人たちに対するいろいろな依頼というのはしていないんですか。そういうのを、要求とか、プロポーザルの審査の中にもっと入れるべきじゃないのかなと思うんですけどね。皆さん方がプロポーザルをされたときにいろんな聞き取りをされると思われませんが、その辺はどうなんですか。今までどおりでいいと判断されているのかどうかですね。

○江川スポーツ振興課長

今回の収支計画の中にも、私どもが仕様書の中でお願いしている修繕の部分についても、一定の金額のほうを上げていただいております。

先ほど申し上げたように、かなり施設も老朽化が進んでいる施設でもございますし、いろいろ今後も手を入れないといけないというような状況も把握しております。その中で、指定管理者として精いっぱい収支の中で修繕をやっていくというような金額のほうも提示していただいておりますし、指定管理者からももっと予算的に許せばやっていきたいというような言葉もありますので、そこは確かに指定管理を選定する中で今後も重要な部分として、金額も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はないようですので、次に進みたいと思います。

次に、第109号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第109号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第10号)中、歳出2款、10款関係分
説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○重松委員 ダイオキシンの処理量が大体2,000万円ぐらいだったんですけども、料金は汚染濃度によって違うんですかね。

○大坪公民館支援課長

今回、金額ではなくて、排出基準というのが3ナノグラムのところになっておりまして、その排出基準以内でしたら佐賀県内でも処分ができたんですけども、排出基準を超えておりましたので、佐賀県内の処分場では処分ができませんでしたので、輸送料とその処分費というところでいくと金額がちょっと高くはなっているのかと思います。

○重松委員

だから、基準が3ナノグラム。その4倍が出ているわけですか。その処理料が2,000万円。これは本人負担でやったかな。本人から負担してもらったわけですかね。

○大坪公民館支援課長

まだ正確には金額が確定しておりませんが、大体2,000万円と申し上げておりますけれども、ダイオキシンの処分料が今のところ1,600万円ぐらいで、併せて今回土壌調査等も行っておりますので、そういった費用も含めたところで、もともと土地の所有者の方が処分しておくべきものということで、損害賠償請求ということでお話をさせていただいているところです。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江頭委員

この問題は、昨日も議案質疑で川副議員が細かく質問されておりました。問題はいろいろあるんですけれども、その中で購入決定するときは、公民館の地元の検討委員会の皆さん方の意向というのが一番重要視されることは分かるんですが、更地になったときに、もったきちとしたそのときの調査というのはできなかったんですかね。そのときは自然石ぐらいだという感覚で昨日答弁されていたんですけれども、その辺の部分で、この後、この事件があつていろいろ地元の皆さん方の声の中には、元解体業者の土地で以前からいろいろなうわさ的なものがあつて、そういう情報というのも全然皆さん方には入っていませんでしたか。その辺はどうだったんですか。

○大坪公民館支援課長

昨日の議案質疑のときもお話をさせていただいておりますけど、もともと地元の方から御紹介いただきました。調査等につきましては、こちら側はどちらかというを買わせていただくということになりますので、あまり強くはそういった説明は求めていなかったというところがございます。

お話を聞く中では、その土地に自然石が確かに露出しておまして、それ以外のものは見当たりませんでしたので、購入時点での調査というのは必要なかったというふうに判断させていただきました。

○江頭委員

いや、実際、地元の検討委員会でこの土地と決めたでしょう。決定された後、皆さん方は見ないんですか、その場所。見るんでしょう。見に行つて、あなたたちで確認はしているんでしょう。そのときの状況でも、こういう部分というのは見えなかったかということです。ちゃんとした、要するに検知はされたんですよ。しているんですよ、普通。

○鶴地域振興部長

昨日、議案質疑のほうのやり取りは私がさせていただいておりますけれども、昨日お答えしたとおり、用地を決定してすぐ現地のほうは確認させていただいておりますし、その後、購入するまでの間、地権者の方ともやり取りをさせていただいておりますが、その際に機会を見つけて、幾度も現地のほうは見せていただいております。

先ほどからお話が出ておりますとおり、埋まっている石が地表から見えていると。埋

まっているのは石が埋まっていますけれどもというお話はさせていただいています。埋まっているのは見えている分だけですかというお話をいただいておりますが、見えている分だけですよというお話を地権者の方からいただいておりますので、うちのほうとしては、ほかに埋まっているものはないというふうに判断いたしました。

あと、地元のほうからも紹介していただいておりますので、地元のほうにも、この土地を建設用地として考えております、これで決定したいと思っておりますというお話を自治会長会等でも説明しております。その際、地元の方からも、野焼きのお話であるとか、そのほかのお話を残念ながらお聞きできておりません。

その後、作業していく中でも、地元の公民館のほうにも情報提供等はありませんし、公民館支援課のほうにも情報提供ができておりませんので、我々の側としては、土壌汚染調査をする必要があるというような認識にはならなかったというところが状況でございます。

○江頭委員

ただ、もう一点、今日も実は朝早くから会派の中でのいろんな会議でこの部分でやり取りがあっていたんですけど、その中で出ていたのが、要するにダイオキシンが検出されたのが7月9日、それで私も傍聴させていただいたんですけども、当時の総務委員会が9月13日、要はこれだけの期間、何でという、昨日もその質問が出ておりました。そのときに、部長の答弁では、要はこの検査のほうにきちっと出して立入禁止の設置をしたり、そういう飛沫防止のこともやらなくてはいけなかったとか、いろんな回答はあったんですけども、そもそも、ダイオキシンが出て、それから8月に科学検査協会に発注する。そして、議会に対するこの辺りの報告というのがなぜこんなに遅れたのかというのは、私の会派の中でも皆さんから意見が出ていたんですね。その理由を、もう一度説明していただきたいと思っております。

○鶴地域振興部長

昨日の議案質疑の繰り返しになるかと思っておりますけれども、委員のほうからもお話がありましたとおり、ダイオキシン取扱いの規制法がありまして、掘り返した分についてはどうしても処分をせんばいかんと。ただ、掘り返したものについて飛散防止の措置はせんといかんとということで、全て掘り返した土についてはフレコンバッグ六十何袋になっておりますけれども、それに詰め込んで、敷地の一部に固めて置いた上にブルーシートを全部かけて、雨が降っても直接ぬれない、飛散しないような措置を図るとともに、敷地全体に対してフェンスを造って、外側からの風も極力入らないようにフェンスに幕を全部張りまして、そういった飛散防止措置をしたというのが1つですね。

それと、敷地全体の調査の方法をどうするかというのも、県の環境部門等とどういった検査をすればいいのかというのを相談した。それと検査機関のほうに、例えばこういったパターンの場合、どのぐらいの深さまで何か所ぐらいから検体を取るべきなのかというの

も協議するのに時間がかかったというのと、最終的には、その検査結果が出ないところでは、今回6月9日に敷地の掘り返した部分から出てきた部分については、法の規制に基づいて処理を正常にやりますが、ほかのところから出てきていない状況で、この土地でやるのかどうかというのを決定する材料がまだありませんでしたので、その結論が出ない状況でお話を外に、地元の住民の皆さんとかにやってしまうと、じゃ、どうするのかというのが余計不安をあおってしまうというふうに市の執行部のほうでは判断したと。今回、中間検査が出た時点でお話をさせていただくような状況となったというところでございます。

○江頭委員

普通は、7月にダイオキシンが検出されたという時点で公民館建設のスケジュールが止まるということは常識ですよ、何でも。その時点で止まるということは分かって、議会報告にこれだけの、8月、9月、2か月以上ですか、それは今の説明は分かるんですけども、もっと早く報告することはできたんじゃないのかなというのは——その後、10月13日に議会に第2回目の報告とあるんですけども、選挙は分かっていました。もちろん、メールだから集まることはできないんですけど、普通だったらもう少し議会に早い報告は——私は今言うところでは納得はできないんですけども——やっていたら、2回目もメール報告じゃなくてもちゃんと、まだ総務委員会がありますので、ある程度の部分で当然そこで話はできたと思うんですよ。

私も記憶があるんですけど、公民館建設で若楠公民館のときもいろいろ問題——若楠ですかね、あそこ、出ましたよね。

(「給食室」と呼ぶ者あり)

あれは給食室やったですかね、学校の。すみません。そうか、あれは教育委員会の所管ですね。でも、あのときから見て、こんなに長くダイオキシンという大きな問題検出がされて、ここまで報告が遅れるということはなかったと思うんですけどね。その点が、慎重に皆さん方がされたと。でも、出たときはもうストップしますからね。

地元の住民の皆さん方は、公民館建設のスケジュールは当然御存じだったろうし、そこをやはりあおるんじゃないんですけども、ちゃんとした説明を、早めに議会に報告するのは普通、当然ありだと思うんですけどね、公民館のスケジュールにとってもですよ。ダイオキシンが出たというときもそうですけど、新聞発表と報告会が——報告会が前日で新聞が次の日やったですかね。いや、新聞が早かったでしょう。同日やったですかね。あり得ないですよ。何か新聞、要するにマスコミの報道で抜かれたからせざるを得ないとしか取れなかったような、ばたばたみたいな状態があるというのはいかがなものかと思うんですけどね。その点はどうなんですか。

○鶴地域振興部長

新聞報道がありまして、結果的に同日、9月13日に研究会でお話をさせていただいたという形になってしまったことは、我々としても非常に申し訳なかったと思うところは当然

ございます。

ただ、先ほどの江頭委員からの9月の末に分かって選挙期間中に入っていたというのは当然だけれども、もう少し早くというところにつきましても、我々は今回10月13日に地元の自治会、それから建設検討委員会のほうに御説明させていただきまして、そこで地元のほうからいただいた意見も含めて議会のほうに報告させていただこうということをちょっと考えておったところがございまして、地元との日程の調整、それから、我々として9月30日に結果、最終的にほかの場所、当初出たところ以外の検査結果としては、ダイオキシンが基準値を大幅に下回るような状況で、出なかったよというようなことを受けた判断をどうするかというところまで含めて建設スケジュールに与える影響というのも10か月ほど出ましたので、その辺りの精査というのまで地元のほうに御説明させていただく時間がちょっと必要であったというところで、そこも少し時間がかかってしまったというところは非常に申し訳なく思っております。

○宮崎委員長

ほかに。

○黒田委員

聞いていると、やっぱり危機管理というか、あなたたちのね。

以前、兵庫で水道水の何かがありましたね。そしたら、次の日かに出たと思うんですが、そういうところにダイオキシンが出たら、本来ならばその土地はやっぱり買うべきでないと思います。しかし、皆さんがそういう合意をされたというのは仕方ないですけども、全然事情が違ったわけですから、これは大変なことだと私は思うんですよ。そういう意識というのか、もったきちっとしないよね。そして、特に議会で報告されていないということになるとね、やっぱりほかの人は後から聞くわけで、ずっといろいろ聞くわけですよ。だから問題になるわけですよ。やっぱり今後、こういうのがあった場合はね、すぐ——だから、何かいろいろと新聞に出るごたっけん、研究会をするとか、そういうのがあるとすれば、それは間違いですよ。そいけん、やっぱり部長はもう少し真剣にこの事件を捉えてしてくださいよ。この問題は重大なことと私は思います。

○宮崎委員長

答弁はよかですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重松委員

この場所は西川副小学校もあるし、そして川副線、道路に面しとるでしょう。あそこは物すごく車の量も多いんですよ。そこで野焼き、それも多分基準の4倍ぐらいのダイオキシンが出ているわけですから、タイヤなんか燃やしとっはずですよ。タイヤとかからは真っ黒い煙が出るんですよ。そこら辺のことは近所の人みんな知ってあると思うんですよ。だから、調査とかなんとかしたときに、地元の人たちも何も言わなかったんです

か。とにかく売るためには黙ってと。そこら辺は小学生も通学していますので、そういうところで野焼きなんかしたら相当やっぱり影響がありますよ。だから、そこら辺は地元の人たちもはっきり、ぴしゃっと言ったほうがいいと思うんです、あそこはしょっちゅう燃やしないよったですよ。野焼きとかしていたら、普通言われますよね。特にCO₂の問題はあるし、地球環境の問題もありますから、そこは何も言わないというのは地元の人たちも自治会もおかしいですよ。地元の人は何も言わなかったんですか。

○大坪公民館支援課長

今回この土地を契約するに至るまで、先ほど委員がおっしゃったようなお話は聞いておりませんでした。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○白倉委員

何点か、予算審査に当たって聞かせてください。

1点目は、まず燃え殻、固まったコークスみたいなもの、そこから書かれている量のダイオキシンが出たんですよ。それが出たことによって、その周辺をずっと68トン、北九州に運んで調査したと。そしたら、その周辺の68トンからはダイオキシンが検出されたのかされていないのか、それは分からないんですか。

○大坪公民館支援課長

先ほどの68トンというのは、ダイオキシン類が検出されましたので、最初に掘ったところの土については全部袋に入れて外に——ダイオキシン類が混ざっているかもしれないということで、水にぬれたりしないような措置は取りました。検体については1か所だけ検査しておりますので、残りの袋に入っている土地について検査しているものではありませんけれども、同じ土壌です。同じ土なので、含まれているだろうということで、同じ処分法をさせていただいています。

○宮崎委員長

ちょっと補足をお願いします。

○大坪公民館支援課長

申し訳ございません。そういったダイオキシン類が出て、一旦掘り返してしまった土地については埋め戻しができなくて、必ず処分しないとイケませんので、68袋を処分させていただいたところですよ。

○白倉委員

私ちょっと分からなかったのが、もともとそのダイオキシンを検出したのは燃え殻からですよ。何か固まった、その燃え殻から。それは確実に如実に分かっていることなんです。それで、その周りは1か所まず取って、そこから出たから68袋分を、可能性のあるエリアを運んだという理解でいいんですか。

○鶴地域振興部長

先ほどの課長の説明が十分じゃなかったところがありますので、もう一回、繰り返しの御質問だと思いますので、お答えさせていただきます。

資料の3ページの図を見てくださいと、赤い点線で囲んだ中の土壌については、先ほどからお話ししておりますように埋まっている自然石があったので、ここの部分について自然石を掘削するために最初に掘り返しております。これが250平米ということになりますが、この部分を掘り返すに当たって、燃え殻が出てきた箇所がこの赤丸でございます。この赤丸の部分について土が黒く焦げていたと、燃え殻と。この部分について検体を取って検査せんばいかんやろうという話になって、検体として6月9日に出しております。

この赤の点線の部分、ここについては掘り返してしまっておりますが、フレコンバッグに入れて68袋あったと。7月9日になって、最初に出した検体からダイオキシンが出てきたと。このダイオキシン規制法では、一旦掘り返した土については必ず処分しなければいけないということになっております。なので、この掘り返したフレコンバッグ68袋分については産業廃棄物の処理施設で処分しなければいけないという結論になったということです。

○白倉委員

分かりました。要するに、自然石と言われていて、ぽこっと表面に出ていたのを、結局それが大きいのがぼろぼろ出てきたと。それを取っている間にたまたま——たまたまと言ったらおかしいんですけども、燃えかすの塊が出てきたという経緯なんですね。というのが、そんな最近までここで燃やしたりなんかというのは、私は時々は通りますがそう記憶もないので、随分これは以前のことだと思うんですよ、それが塊自体がですね。だから、それがたまたま埋まっていたということで、一旦その石を掘り返すために土も掘り返しているもんで、それは全部処分しないといけないから68トンになったというふうな理解でいいわけですね。

○鶴地域振興部長

おっしゃるとおりです。造成工事をするために、まずは自然石、埋まっている石を掘り返さんばいかんと。その造成工事をしたのが、最初手をつけたのがこの点線の部分で、この中に土が黒く焦げたところがあったので、掘り返してみたら中に燃え殻もあったと。燃え殻もあったので、これはおかしいということで検体に出したと。掘り返してしまっているので、そこからダイオキシンが出てきたというのが7月9日に分かりましたので、その時点で掘り返した250平米の土壌については、全て産廃処分に出さざるを得なかったと。それはダイオキシン規制法の定めるところによりということでございます。

○白倉委員

そしたら、その掘り返しはもちろん工事の方がされているわけですから、これがダイオキシンと言ったらおかしいけど、検体を調べないといけないという判断は誰がされたんですか。市役所にその工事者からこういうのが出てきたというのは連絡があったんですか。

あったならそれはいつだったんですか。

○宮崎委員長

分かる方。

○公民館支援課職員

工事における廃棄物の処分の排出者というのは、工事の請負業者が排出事業者になります。廃棄物を処理する上に当たっては、それがどういった種類の廃棄物に当たるのかということは、どの処分場に出すかということを経験する上で事業者自身が行わなければならないということです。それで、そこについては事業者が排出事業者として調査したということが——市の指示ではなくて、その責務があるということで実施されたというところがあります。その結果について、報告を受けたというふうな流れになっております。以上です。

○宮崎委員長

よろしいですか。

○白倉委員

その辺りまでの詳しい説明はちょっとまだあれだったものですから、事業者自身が自分のところの仕事上の責務の上で検査されて、出てきたから市に報告があったということですね。

もう一点、その周り、周辺ですね、そこが15か所、特定有価物11種類の検査をされた。その15か所の部分は委員会でしっかり聞いておきたいんですけども、ここにはされていないと、基準値も以下で大丈夫だったという報告なんですけれども、それはこの面積からして十分な箇所数を検査していただいていると私たちは理解していいのでしょうか。

○鶴地域振興部長

その辺りの検査の、例えば、土壌を何センチメートルぐらいまで掘ってサンプルを取るのか、それから何か所取るべきなのかということを最初に、県の環境部門のほうにも相談いたしましたし、最終的には、この検査ができるのは指定検査機関でしかないということで、県内には佐賀県環境科学検査協会、ここしかございませんが、この検査協会のほうに相談いたしまして、15か所、10メートル四方から1か所ずつということで、深さとかサンプルの採取方法を協議させていただいて、その分の検体を取るべきということで結論を出して検査しております。

○白倉委員

分かりました。

それともう一つ、今後、この場所で工事が、これから本格的にボーリングを打ち込んだりいろいろしていくんでしょうけれども、障害物が出てくる可能性というのはまずないんですか。

○大坪公民館支援課長

元地権者のほうに確認しまして、今日お示ししました地域振興部6の資料にも載せさせ

ていただいておりますけれども、6月25日に元地権者から事情聴取したところ、購入した宅地全体に地中障害物、殻とかが入っているだろうというふうな話がありますので、コンクリート殻等が出てくる可能性はあるかと思えます

○白倉委員

そのこのところをもうちょっとはっきり言っていただけますか。今後出てくる可能性もあるというふうなことを既に今の時点で聞かれているわけですか。

○大坪公民館支援課長

ダイオキシンとか有害物質等については検査して、この宅地全体にはもうないということを確認しておりますけれども、コンクリート殻等については、地権者のほうに聞き取りしたところ、宅地全体に埋まっているというふうな話になっておりますので、そこは出てくる可能性があるかと思えます。その出てくるものにつきましても、今後、損害賠償請求の対象となってくるというふうに思っております。

○白倉委員

どうしてこんな質問したかといったら、もともとこのダイオキシンが大きくオーバーしているのが見つかったのも、いわゆる障害物を撤去していて、たまたま——たまたまと言ったらおかしいんですけども、見つかって、こういう経緯になっているわけですね。そしたら、まだこの土地に、コンクリート殻というのはどれぐらいの感じというふうに説明を受けておられるのか分かりませんが、想定し得る以上のものが埋まっているか埋まっていないか、それが今分かっていない状態ならば、それを例えば掘削する必要があったときに、同じような事例というのが起きないという保証はあるんでしょうかね。

○公民館支援課職員

特に影響が出てくるのは、建物を建てて、くいを打つ部分というのが、コンクリート殻の影響が出てくる範囲だと思います。そちらの土地については、一部を掘削——いわゆる試掘を行いまして、どれぐらいの量のコンクリート殻が入っているのか、あとほかにはないのかということは既に確認しております。その試掘の段階では、コンクリート殻はかなりの量が出てきましたが、それ以外の、例えば燃え殻とか廃棄物等については確認されておりませんので、これから掘っていく場所にあるのはコンクリート殻だけだろうというふうな推定をした上で進めるということで、試掘の結果では、ほかの廃棄物は見つからなかったということで確認は取れております。以上です。

○白倉委員

確認が取れておりますと、もう一回聞かしてください。今のところ、担当部としては自信を持って発言されますか。

○大坪公民館支援課長

今回、繰り返しになりますけれども、ダイオキシン類については15か所、有害物質については12か所の検査を行っております。その検査を行って、どちらとも環境基準以下の数

値でしたので、影響はないというふうに判断して、建築については続行させていただきたいと思っております。

○白倉委員

ちょっと別の質問させていただきますけれども、地権者に対する損害賠償、返還、これがもう既に土地購入費等々は支払っている部分ですから返還要求をせないかんのですけれども、その話は恐らくされていると思うんですよね、地権者も御存じだろうし。まず、感触というか、感覚というのはどんなふうな感じなんですか。

○大坪公民館支援課長

今月に入りまして、地権者のほうに契約不適合の通知を内容証明郵便で送らせていただいております。そのとき、内容証明で送りました契約不適合——ダイオキシン類が出てきたりとか、そういったところについて説明させていただいております。お話をしていく中では、金額の多寡はございますけれども、支払いはしなければならないだろうというふうな感触、気持ちをお持ちだというふうに考えております。

○白倉委員

そういう感触は持っていらっしゃるというのは、それは感触の世界でしょう。まだ損害賠償額とかいうのは決まっているわけじゃないので、瑕疵担保責任か何かでされるんでしょうけれども、でも、2,000万円というふうに出ていますよね。土地代が4,000万円でしょ。だから、土地代の半分ということですよ。だから、先方がどれぐらい考えていらっしゃるのか分からないけれども、あと裁判でも起こすつもりなんですか、まずそこをお願いします。

○鶴地域振興部長

元地権者のほうとは課長が答弁しましたように接触はしておりまして、契約の不適合になる部分、いわゆる以前言うところの瑕疵担保については御説明させていただいておりますが、金額はまだ確定しませんよと。というのは、先ほど試掘しましたコンクリート殻、建物を建てる部分にまだ埋まっている分については当然掘り返す必要が出てきますし、掘り返した場合については処分費も上乗せとなりますので、金額が確定しませんというところで、金額のお示しはまだしておりませんが、今時点で2,000万円ぐらいになっていますよというのをお伝えしております。

そこについて、自分に責任があるということ、支払わなければならないというのは認識されておりますが、支払えるかどうか、全額支払いますという確定的なお返事は、まだ金額も固まっておられませんので伺っておりません。相手方の最終的な意思確認が取れば、その時点で和解という形になると思いますが、市のほうとしては、和解ができなければ全額支払ってくださいという裁判を起こす必要があると考えております。その辺りについては、市の顧問弁護士とも相談しながら手続を進めさせていただきます。

○白倉委員

それともう一点、今度の補正予算で上がっているのも、頂いている資料の2ページなんですけれども、1,755万6,000円、それともう一つは護岸工事というのが入っているんですね。この1,755万6,000円にはきっと調査費は入っていないんですよ。調査費を入れて2,000万円というような感覚なんですか、ちょっとそのところを教えてください。

○大坪公民館支援課長

現在上げています、これは処分費、ダイオキシン類の土壌ですとか、あとコンクリートの塊とかが出てきたものの処分費ということになります。これには調査費は入っておりません。

○白倉委員

そうしましたら、今、私たちが頂いている資料の2,000万円というのは、これは約2,000万円という、そんな感じでいいわけですか。

○大坪公民館支援課長

おっしゃるとおり、約ということになります。

○白倉委員

それともう一点、今回の補正の護岸工事に関しては、ここに矢板を打たないと、軟弱地盤というのが判明したから。でも、先ほど議案説明のときにも調査が不十分であったということをおっしゃったので、もうこれ以上はちょっと言いにくいんですけども、この隣の農地の間隔等を見ていたら、ここがくい打ちじゃなくて、矢板を打たないとこの護岸工事は難しいだろうなど。それは常識的な地理の特徴だと私は思うんですね。その辺は矢板を打ってしっかりしてもらわないと、これ自体が進められないから、私たちは反対するもんじゃありませんが、調査不足でしたとか、それでぼんぼんこんな大きな補正が上がってくるのもちょっと考え物なんですけれども、そのところを部長、もう一言答弁してください。

○鶴地域振興部長

白倉委員がおっしゃられるとおり、我々の当初の調査不足というか、認識不足だと思いますので、その辺りの連携につきましては、我々この後の公民館整備等もありますので、技術部門の南部建設事務所のほうとも、しっかりと対応させていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○富永副委員長

すみません、そもそもなんですけれども、今回6月9日に障害物が出てきたということですが、去年は市役所の東側の駐車場のときも何か障害物が出てきましたよね。一昨年は兵庫小の放課後児童クラブのときにも出てきたんですよ。となると、工期が遅れるだけではなく、当然運用面とか、あと費用のほうもかかってくるわけで、その都度都度に、関係

部署間は違いますけど、例えば、何か掘ったら出てくるかもしれんよとかの情報共有はできていたのでしょうか。

○鶴地域振興部長

詳細な情報の共有といいますか、今回のこの土地についての情報共有というのは当然ございません。以前の問題につきましては、当然議会のほうにもお話ししている内容でございますので、ほかの部の所管工事等であったにしても存じておりますが、詳細な内容についての情報共有というのはあってございません。以上でございます。

○富永副委員長

これだけ短期間にこういうことが続くと、何かしらの調査の仕方ですか、例えば、超音波検査とか、その辺は分かりませんが、ある程度の全庁的な取決めをする必要もあるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鶴地域振興部長

その点につきましても、どうしても土地の取引というのが相手方のあることではございますけれども、先ほどからお話に出ていますとおり、今回地元のほうからも我々に情報がいただけなかったというところもございますので、事業そのものの進め方を総合的に検討する必要もあるかと考えております。

○宮崎委員長

ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑はないようですので、以上で地域振興部に関する議案の質疑を終わります。

地域振興部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

そしたら、現地視察の確認をしたいと思いますが、本日の審査に関して現地視察の御希望はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、現地視察はないようですので、これで当委員会に付託された議案の審査を終わります。

次回の委員会は、明日12月15日水曜日の午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の総務委員会を終了します。

令和 年 月 日

総務委員長 宮 崎 健